

三郷市立瑞木小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「本気・元気・夢いっぱい」～笑顔あふれる瑞木小～、目指す児童像を「自ら学ぶ子」「思いやりのある子」「進んで運動する子」とし、三郷の教育「四つの礎」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「自ら学ぶ子」では、授業の基盤である「授業の心得」を全学級に掲示し、授業の開始や終了のあいさつなど共通理解の基、教員一人一人がわかる授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着と活用力の育成を図っている。また、家庭と連携し家庭学習を充実させ、児童に基礎・基本の定着を図り、学力向上を目指している。多くの児童はこの取り組みの結果、落ち着いて学習に取り組んでいる。

「思いやりのある子」では、児童一人一人が自分のよい所を伸ばし、他の児童を認め合うなど自他を認め合う教育を推進している。考え、議論する道徳の授業づくり、友達の良さを認める「心の木コーナー」の取組、「みずっきー班」での遊びや清掃での異学年交流を通じた異年齢への思いやりの醸成など、学校教育活動全般、学年・学級の取組を通じて、よさに気づかせ、認め合う関係づくりを行っている。また、読書活動では、図書館司書と連携して学校図書館の利用計画を立て、積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、心豊かな児童の育成に努めている。毎月23日を家読の日として、瑞木小家読の取り組みを重点的に進め、家族の絆づくりに役立てている。さらに「親の学習」を全学年で企画し、その推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

「進んで運動する子」では、体育授業の充実や朝運動の取組、週1回のさわやかタイムの取組の工夫、各種大会への積極的な取組により、運動好きな児童を育成している。また、生活習慣チェックや栄養教諭と連携した食育の充実により、健康習慣の定着にも努めている。

このような取組を基盤とし、平成25年度のいじめ防止対策推進法の第2条「いじめの定義」が変わったことを踏まえ、本校においてもいじめの理解をさらに深め、「いじめはどの子にも起こりうる」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、いじめの防止、早期発見、対応が計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることめざす。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにする。

さらに、いじめの防止等対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校と家庭、教育委員会その他関係者連携の下、いじめの問題を克服することをめざす。

また、策定された学校いじめ防止基本方針は、ホームページへの掲載により保護者や地域住民に公表するとともに、入学時に説明・周知するものとする。

さらに、学校評価の評価項目に学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図っていく。

2 いじめの未然防止

いじめの防止に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う必要がある。その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
 - ・いじめが刑事罰の対象となりえること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。
- についても触れ、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いについても学ばせる。

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・特別の教科道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・特別の教科道徳の授業時間に「B 主として人との関わりに関すること」の「親切、思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」に係る内容を扱い、話し合い、考え、議論することを通じ、いじめをなくそうとする意識を高める。
- ・学校公開日には、全学級が道徳授業を公開し、保護者・地域の理解を深める。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動を通して、友達と協力し、交流を深め、集団的達成の喜びを実感させる。活動により、自己存在感や充実感が得られるよう工夫改善を常に図っていく。
- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験、勤労生産体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 児童会主体の取組

- ・毎朝、保護者や地域の方々、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・児童会のあいさつの合言葉「こんにち は あいさつ一つで えがおさく」のもとに、全児童が元気にあいさつできるようにする。

(4) 意識の啓発

- ・11月に児童集会「いじめ撲滅集会」を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・11月に人権教育週間を設け(2週間)、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ・人権標語、人権作文等の取組により、人権意識の高揚を図る。

3 早期発見のための対策

いじめの解消は、いじめが発生した場合の早期発見がポイントである。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめの積極的認知に

努める。

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、朝の健康観察や帰りの会、授業などの時に児童に積極的に言葉がけをして児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・生活アンケート(いじめ防止アンケート)を実施して、児童生徒の実態把握と適切な指導に努める。
- ・気になる児童については、その子の様子に目を配る。休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、「児童生徒がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口(教頭及び生徒指導主任)
 - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
 - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラー等の活用
 - ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - ⑤ 教育相談日の設定
- ・「生活アンケート」とその後の追跡調査を行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図るとともに、児童同士・児童と担任との絆を深める学年・学級経営を充実させる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員(児童、保護者)を対象に情報モラル研修会(講習会)を実施する。
- ・ネットマナー等に関する講師を招聘し、保護者対象の「親の学習」を開催する。

(5) 東日本大震災被災児童等へいじめに対する対策

- ・東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所事故により被災・避難している児童については、児童への心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。その他、特に配慮が必要な児童についても、その特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに、報告・相談し組織的に対応をする。その際、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけたが、すぐに良好な関係に戻るような場合は、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟な対応をする。ただし、この場合も法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止対策推進委員会において情報を共有する。

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童生徒から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。
- ・いじめられた児童が不利な状況にならないよう特に配慮する。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(被害児童等に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する)

(4) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、いじめられた児童が苦痛に思っている言動や行為を即刻やめさせる。相手の苦しみや痛みを心に寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる指導をする。

(5) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(6) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。(吉川警察署、越谷児童相談所草加支所・三郷市子育て支援課等)

5 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉校長・教頭・主幹教諭(教務)・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・学年主任

〈活動〉

- ① 早期発見に関すること。(教育相談等)
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。重大事案の場合には「緊急いじめ対応委員会」の設置を決め、その対応にあたる。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、保護者からの申し出があった場合は、次の対処を行う。

①三郷市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉校長・教頭・主幹教諭(教務)・学年主任・生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・担任教諭・その他校長が任命したもの

③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、詳細な調査を行わなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、いじめの有無についての判断を軽々に行うことのないようにする。

④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

⑥当該学年、学級の他の児童に対する心のケアを行う。